

令和3年度第2回摂津市個人情報保護審議会（書面開催）会議録

日 時：令和4年2月28日（月）
場 所：書面による開催
出席委員：米田会長、久保副会長、小林委員、鷹家委員、安田委員
事務局：総務部情報政策課

1. 議題

- (1) 諮問第1号「市民の日常生活における移動実態調査」に係る個人情報の利用について
- (2) 令和4年度個人情報保護審議会の開催予定について

1. 議題

<諮問第1号「市民の日常生活における移動実態調査」に係る個人情報の利用について>

表決結果	表決書について、委員5名からの提出があり、諮問第1号の議事について過半数の承認をもって可決された。 <p style="text-align: right;">承認 5名 否認 0名</p>
委員からの意見	① 宛名シールの封筒への添付及び封入・封緘作業は市職員が担当するとあるが、宛名シールの印刷は誰が行うのか。外部委託するとなると委託先の個人情報保護の管理状況を事前に確認する必要がある。
事務局回答	宛名シールの印刷は、当市で導入している住基システムの保守事業者のSEが実施している。当該事業者とは秘密保持に関する契約を締結しており、個人情報について適正に管理していることを確認できている。
委員からの意見	② 利用項目は基本4情報だが、利用項目のデータ抽出を含め個人情報へのアクセスコントロールが適切に行われる仕組みがあるか、作業者は限定されているかを確認する必要がある。
事務局回答	住基システムの個人情報の参照権限について、事務処理を行う担当にのみ必要最小限の権限を付与しており、作業者を限定した運用としている。
委員からの意見	③ 本調査への協力依頼に対し、個人情報保護の観点から不安を覚える市民もいると思う。十分に周知すること、問合せ窓口を設置すること等、不安解消のための取り組みをお願いする。
事務局回答	市民の方々の不安解消の取り組みについて検討するよう、事務の担当者へ通知する。

<令和4年度個人情報保護審議会の開催予定について>

令和4年度個人情報保護審議会の開催予定について通知（資料2）

以上

個人情報審議会への諮問書

令和4年2月16日

摂津市個人情報保護審議会
会長 米田 宗義 様

摂津市市長 森山 一 正

摂津市個人情報保護条例の規定により下記の内容について、諮問します。

個人情報を取り扱う 事務の名称	市民の日常生活における移動実態調査
該当事項	<input type="checkbox"/> 要配慮個人情報の収集等（条例第7条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第8条第2項第6号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第9条第1項第5号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第9条第3項） <input type="checkbox"/> その他
該当事項 となる理由	本調査を行うにあたり、市民の住所、氏名、生年月日及び性別を住基システムから抽出し取得するため。
担当課	建設部 道路交通課
備考	

「市民の日常生活における移動実態調査」に係る個人情報の目的外利用について

○目的

市民がより質の高い充実した生活を送れることを目的に、日常生活における移動実態の調査を行い、公共交通の効率的かつ持続的な維持改善の検討に資する基礎資料とするため。

○個人情報の内容

・本市在住 16 歳以上 79 歳以下を対象に、町丁別・男女別に 3, 000 人を無作為抽出。

・利用項目は、住所・氏名・生年月日・性別。

○個人情報の取扱い

・摂津市個人情報取扱事務届出書(様式 1)に基づき、住民基本台帳システムからデータを抽出し、宛名シールに印刷を行う。

○アンケート調査票

・アンケート調査の内容に個人を特定されるものは含まれない。

・宛名シールへ記載される情報は、住所及び氏名のみである。

・宛名シールの封筒への添付作業及び発送に係る業務は市職員が担当する。

○アンケート調査期間

令和 4 年 3 月 1 日(火)～令和 4 年 3 月 31 日(木)

令和4年度個人情報保護審議会の開催予定スケジュール

- ◆令和4年第1回個人情報保護審議会は、令和4年5月頃の開催を予定しています。現在、審議会への諮問の依頼を受けている案件は次のとおりとなっています。

【提出予定案件】

- ・ふるさと納税システム(さとふる)の導入
- ・水道料金システムの更新(クラウドでの運用)
- ・水道の使用状況等に係るポータルサイトの導入

- ◆2回目以降の審議会の開催は、次のとおり予定しています。

令和4年度第2回個人情報保護審議会	令和4年8月頃
令和4年度第3回個人情報保護審議会	令和4年11月頃
令和4年度第4回個人情報保護審議会	令和5年2月頃

※なお、緊急に審議を必要とする案件が発生した場合、臨時に審議会の開催を依頼することがあります。